主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人沖蔵の上告理由一について。

原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、原判決には所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

同二について。

本件不動産中所論(3)及び(4)各土地がいずれも農地(竹林)とは認められない 旨の原審の認定判断は首肯することができ、その過程に所論の違法はない。 論旨は、 採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文の とおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	辻	正	己
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江里		清	雄